雇用保険法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

0	0	0	0
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(本則関係)
一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)	号) (附則第八条関係)	(附則第六条関係)9	2
(附則第十条関係)1	10	9	

が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者(教育訓練給付金)	「教育訓練給付対象者」という。)が、厚生労働省令で定めの二(教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者訓練給付金)	(以下「教育訓練給付対象者」に第六十条の二 教育訓練給付金は、(教育訓練給付金)
4 · 5 (略)		4 · 5 (略)
三(略)		三(略)
	加えて得た額)	生労働省令で定める額を加えて得た額)
	る日数に十分の四を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚	る日数に十分の四を乗じ
	当該額に、基本手当日額に支給残日数に相当す	ものにあつては、当該額
	き続いて六箇月以上雇用される者であつて厚生労働省令で定める	き続いて六箇月以上雇用
て得た額	て得た額(同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引	て得た額(同一の事業主
二以上であるものにあつては、十分の六)を乗じて得た数を乗じ	二以上であるものにあつては、十分の六)を乗じて得た数を乗じ	二以上であるものにあつ
手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の	手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の	手当の支給残日数が当該
当する日数に十分の五(その職業に就いた日の前日における基本	当する日数に十分の五(その職業に就いた日の前日における基本	当する日数に十分の五(
二 第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相	する者 基本手当日額に支給残日数に相	二 第一項第一号ロに該当する者
一 (略)		一 (略)
号に定める額とする。		号に定める額とする。
3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各	次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各	3 就業促進手当の額は、次
2 (略)		2 (略)
第五十六条の三 (略)		第五十六条の三 (略)
(就業促進手当)		(就業促進手当)
現	正案	改

る。 教育訓 業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓 あ るところにより、 当該教育訓練を修了した場合 つて厚生労働省令で定める場合を含み、 において、 練実施者により厚生労働省令で定 支給要件期間が三年以上であるときに、 雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職 (当該教育訓練を受けている場合で める証明がされた場合に限 当該教育訓練に係る指定 支給する 練 がを受け

略

2 ことがある者については、 る全ての期間を除 掲げる期間が含まれているときは、 該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつた 者を除く。 同 つた期間を通算した期間) 前項の支給要件期間 \mathcal{O} 事業主の適用事業に引き続 以下この項において同じ。 いて算定した期間とする は、 とする。 当該雇用された期間と当該被保険者であ 教育訓練給付対象者が基準日までの間に いて被保険者 ただし、 当該各号に掲げる期間 として雇用され 当該期間 (高年 齢継続被 に次の各号に た期間 に該当す 保険 (当

(略

3

(略)

4 額が厚 る により証明がされたも 用の額であることについて当該教育訓練に係る指定教育訓 下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額 育訓練 のものに限る。 教育訓練給付金の額は、 生労働省令で定める額を超えるときは、 の受講のために支払つた費用)の額 のに限る。 (当該教育訓練の受講のために支払つた費 教育訓練給付対象者が第 に百分の二十以上 (厚生労働省令で定める範 その 定める額 一項に規定する 百 分の六十以 線実施者 (その とす 用

> に限る。 指定する教育訓練を受け、 訓練を行つた指定教育訓練実施者によりその旨の 進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣、 において、 支給要件期間が三年以上であるときに 当該教育訓練を修了した場合 証明がされた場合 (当該教育 支給 が

略

する。

2 掲げる期間が含まれているときは、 ことがある者については、 者を除く。 るすべての期間を除 つた期間を通算した期間) 該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつた 同 前項の支給要件期間は、 \mathcal{O} 事業主の適用事業に引き続いて被保険者 以下この項におい とする。 て同じ。 ただし、 として雇用された期間 当 ⊺該期

略

3 4

略

第

項各号に掲げる者が同項に規定する

(厚生労働省令で定める範

井

用の 教育訓練の受講のために支払つた費用 者により証明がされたも 内 以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額 のものに限る。 教育訓練給付金の額は、 額であることについて当該教育訓練を行つた指定教育訓練実施

の額

(当該教育訓練の受講のために支払つた費

する。

額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、

その定める額

のに限る。

に百分の二十以上百

分の四十

(そ

いて算定した期間とする。 当該雇用された期間と当該被保険者であ 同項各号に掲げる者が基準日までの 当該各号に掲げる期間に該当す (高年齢継続被保険 間に次の各号に 間 当 12

5 期間内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、 いとき、又は教育訓練給付対象者が基準日前厚生労働省令で定める 給付金の額として算定された額が厚生労働省令で定める額を超えな 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練 教育訓

(報告等)

練給付金は、

支給しない。

第七十六条 険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この 訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保 者若しくは受給資格者、 ができる。 法律の施行に関して必要な報告 は日雇受給資格者(以下 行政庁は、 厚生労働省令で定めるところにより、 高年齢受給資格者、特例受給資格者若しく 「受給資格者等」という。)若しくは教育 文書の提出又は出頭を命ずること 被保険

2 { 4 (略

(資料 の提供等)

第七十七条の二 法律の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めるこ 行政庁は、 関係行政機関又は公私の団体に対して、

とができる。

2 は 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体 できるだけその求めに応じなければならない。

附 則

(基本手当の支給に関する暫定措置

5 給付金の額として算定された額が厚生労働省令で定める額を超えな いときは、 第 項及び前項の規定にかかわらず、 教育訓練給付金は、 支給しない。 同項の規定により教育訓:

練

(報告等)

第七十六条 ことができる。 この法律の施行に関して必要な報告、 働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、 は日雇受給資格者 者若しくは受給資格者、 対象者」という。 十条の一 一第 行政庁は、 項各号のいずれかに該当する者)を雇用し、 (以 下 厚生労働省令で定めるところにより、 高年齢受給資格者、特例受給資格者若しく 「受給資格者等」という。)若しくは第六 若しくは雇用していた事業主又は労 文書の提出又は出頭を命ずる (以下 「教育訓練給付 被保険

2 \ \ 4 (略)

附 則

(基本手当の支給に関する暫定措置

する特定受給資格者とみなして第二十条、第二十二条及び第二十三第二項に規定する受給資格者を除く。)を第二十三条第二項に規定のに係る基本手当の支給については、当該受給資格者(第二十二条定める者に限る。)であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で

(給付日数の延長に関する暫定措置)

条第一項の規定を適用する

第五条 働省令で定める者に限る。)である者及び第二十三条第二項に規定 を超えて、 満たない場合には、 規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に 日 当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している する特定受給資格者に限る。 給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者 ある受給資格者 (失業していることについての認定を受けた日に限る。 所定給付日数 受給資格に係る離職の日が平成二十九年三月三十 基本手当を支給することができる。 (第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受 (当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項 その支給を受けた日数。)であつて、 次の各号のいずれかに該 次項において同じ。 一日以前)につい (厚生労 \mathcal{O}

一·二 (略)

2~4 (略)

年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日までの間である受給第十条 第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置)

第四条 条第 第二項に規定する受給資格者を除く。 する特定受給資格者とみなして第二十条、 定める者に限る。 のに係る基本手当の支給については、 年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日までの間であるも 項の規定を適用する。 第十三条第三項に規定する特定理由離職者)であつて、 受給資格に係る離職の日が平成二十 当該受給資格者 を第二十三条第二項に規定 第二十二条及び第二十三 (厚生労働省令で (第二十二条

(給付日数の延長に関する暫定措置

第五条 満たない場合には、 規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に て、 する特定受給資格者に限る。 働省令で定める者に限る。)である者及び第二十三条第二項に規定 当するものについては、 給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者 を超えて、 日 ある受給資格者 (失業していることについての認定を受けた日に限る。 所定給付日数 受給資格に係る離職の日が平成二十六年三月三十 基本手当を支給することができる。 (第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受 (当該受給資格者が第二十条第 その支給を受けた日数。 第三項の規定による期間内の失業してい)であつて、 次の各号のいずれかに該 次項において同じ。 項及び第 一日以)につい (厚生労 二項の 前 る

一・二 (略)

2~4 (略)

年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日までの間である受給第十条 第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置)

規定する特定理由離職者」とする。 か」とあるのは、 資格者に係る同条の規定の適用については、 「いずれか又は再離職について第十三条第三項に 同条第二項中「い ずれ

(教育訓 練支援給付 金

第十一条の二 規定する者のうち、 第六十条の三の規定の適用については、 うち失業している日 とあるのは 育訓練支援給付金」 により教育訓練給付金」とあるのは「により教育訓練給付金及び教 金又は教育訓練支援給付金」 とあるのは る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る。 のに限る。) 定する教育訓練であつて厚生労働省令で定めるものを開始したもの で定めるところにより、平成三十一年三月三十一日以前に同項に規 に限る。)について支給する。この場合における第十条第五項及び (当該教育訓練を開始した日における年齢が四 項中「により教育訓練給付金」とあるのは「により教育訓練給付 前 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」 厚生労働省令で定めるものに限る。 項の失業して が、 「前条第二項及び附則第十一条の二第 「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」 教育訓練支援給付金は、 当該教育訓練を受けている日(当該教育訓練に係 いることについての認定は Ł, 第六十条の一 (失業していることについての認定を受けた日 同条第三項中 と、 第 項第二 教育訓練給付金」 教育訓練給付対象者 「教育訓練給付金」 同項中 であ 一号に該当する者であつ ٤, 厚生労働省令で定め کر つて、 十五歳未満であるも 「教育訓練給付金」 一項」とする。 同条第一 前条第二項」 厚生労働省令 と とあるのは とあるの (前条に 項中 同条第

2

るところにより、

公共職業安定所長が行う。

規定する特定理由離職者」とする。 資格者に係る同条の規定の適用については、 とあるのは、 「いずれか又は再離 職について第十三条第三項に 同条第二項中 「いずれ

か

3 逓増に応じ 規定により変更されたときは た金額に百分の五十を乗じて得た額とする。 の額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額 百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額 については百分の八十から百分の五十までの範囲で、 教育訓練支援給付金の額は、 項において単に 四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額 逓減するように厚生労働省令で定める率) 「賃金日額」 その変更された額) 第十七条に規定する賃金日 という。 に百分の五十 (その額が第十八条の については百分 を乗じて得 賃金日額の 額 (二千三 (以 下

- 支援給付金は、支給しない。

 大り基本手当を支給しないこととされる期間については、教育訓練が別第五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

 大り基本手当が支給される期間及び第二十一条、第二十九条第一項(
- 5 練支援給付金について準用する。 とについての認定」 あるのは 受けることができる者」と、 び同項中 いての認定」と読み替えるものとする。 第十五条第四項第一号の規定により同条第二項に規定する失業の認 いて同項の失業していることについての認定」と、 第二十一条、 とあるの 「死亡したため附則第十一条の二第 「受給資格者」とあるのは は 第三十一条第一 「附則第十一条の二第 Ł, 「について失業の認定」 同項中「死亡したため失業の認定」と 項及び第七十八条の規定は、 この場合において、 「教育訓練支援給付金の支給を 項の失業していることにつ 項の失業して とあるのは 第七十八条中 第二十 教育訓 いるこ に 条 及

(育児休業給付金に関する暫定措置

(育児休業給付金に関する暫定措置

第十二条 金日額に当該休業開始応当日から当該休業日数の百八十日目に当た数の百八十日目に当たる日が属する場合にあつては、休業開始時賃 中「百分の四十に相当する額」とあるのは「百分の五十 に対する同条第三項及び第四項の規定の適用については、 得た額)」とする。 該休業を終了した日又は翌月の休業開始応当日の前日のいずれか早 業開始時賃金日額に当該休業日数の百八 る日までの日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に、 当する額 が通算して百八十日に達するまでの間に限り、 を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数 同条第三項中「次項第二号」とあるのは 日までの日数を乗じて得た額の百分の五十に相当する額を加えて 第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者 (支給単位期間に当該育児休業給付金の支給に係る休業日 十一日目に当たる日から当 「次項」と、 百分の六十七)に相 同条第四項 (当該休業

百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。に対する同条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十二条 第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者

◎ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(附則第六条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

の期間については、百分の六十七)」とする。「百分の五十(当該首男付業等をした其間か百月十日に適するまで	第三項まで」と、同項及び同条第三項中「百分の四十」とあるのは	ついては、当分の間、同条第一項中「及び次項」とあるのは「から	第十一条の二 第六十八条の二第一項から第三項までの規定の適用に	(育児休業手当金に関する暫定措置)	附則	改正案
	分の五十」とする。	ては、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百	第十一条の二 第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用につい	(育児休業手当金に関する暫定措置)	附則	現

0 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)(附則第八条関係)

(傍線部分は改正部分)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号) (附則第十条関係)

(産	
(傍線部分は改正	
は改正部分	
正部分)	

改正案	現行
(地方公務員等共済組合法の一部改正)	(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)	第三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)
の一部を次のように改正する。	の一部を次のように改正する。
(略)	(略)
附則第十四条の七中「昭和五十八年法律第五十九号の施行の日か	附則第十四条の七中「昭和五十八年法律第五十九号の施行の日か
ら附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の	ら附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の
間」に改める。	間」に改める。
附則第十七条の二中「同条第一項及び第三項」を「同条第一項中	
「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三	
項」に、「、「百分の五十(当該育児休業」を「「百分の五十(当	
該育児休業等」に改める。	
附則第十八条第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及	附則第十八条第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及
び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛	び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛
金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条	金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条
第八項中「第百十四条の二第一項」を「第百十四条の二」に改める	第八項中「第百十四条の二第一項」を「第百十四条の二」に改める
。 (略)	。 (略)